

呉市まちなか公共空間利用促進事業「O U R S 倶楽部」

倶楽部メンバー募集要項



呉市土木部土木総務課公園企画グループ

1 目的

現在、呉市では、蔵本通りや堺川沿いの中央公園一帯のエリアを「まちなか公共空間」として設定し、この空間を多様な人が出会い、交流することができる「人中心のウォーカブルな空間」として再構築していく取組を進めています。

取組を進めて行くに当たり、まちなか公共空間が目指すビジョンとして、令和6年9月に「呉まちなか公共空間デザイン計画」を策定し、同年10月から1ヶ月間、取組の効果を検証するための社会実験を実施しました。

社会実験では、市民を始めとした多くの方が「キャスト」として参加し、公園等を舞台として様々な取組にチャレンジしました。キャストの取組は利用者から多くの賛同の声をいただき、また、これらのチャレンジが新たな人の繋がりを生むなどこの取組をきっかけとして公園を継続して使う動きが見られています。

そこで、このようなチャレンジをより多く生み、「使う」ことの更なる機運の醸成を図り、ウォーカブルな空間として育てていくため OURS 倶楽部の「倶楽部メンバー」及び「倶楽部スポンサー」を募集します。



社会実験については
こちらから▶▶▶

**OH!! GOOD
KURE OURS**
呉市まちなか公共空間社会実験



● 呉まちなか公共空間デザイン計画 未来ビジョン～未来への思い～



KURE & OURS

呉の魅力を高め、日常の暮らしを豊かに

2 倶楽部メンバーの募集の概要

(1) 倶楽部メンバーとは

活動エリア内で得意なこと・好きなこと，新たな試み※¹にチャレンジする方を言います。

※1 取組のイメージ

ヨガ教室の開催，夜空の下での映画鑑賞，アート活動・作品の展示会，アクセサリーやハンドメイド雑貨の製作販売など起業・スモールビジネスに向けた取組，まちなかでのマルシェの開催，企業の新たなトライアルなど

(2) 倶楽部メンバーへの支援

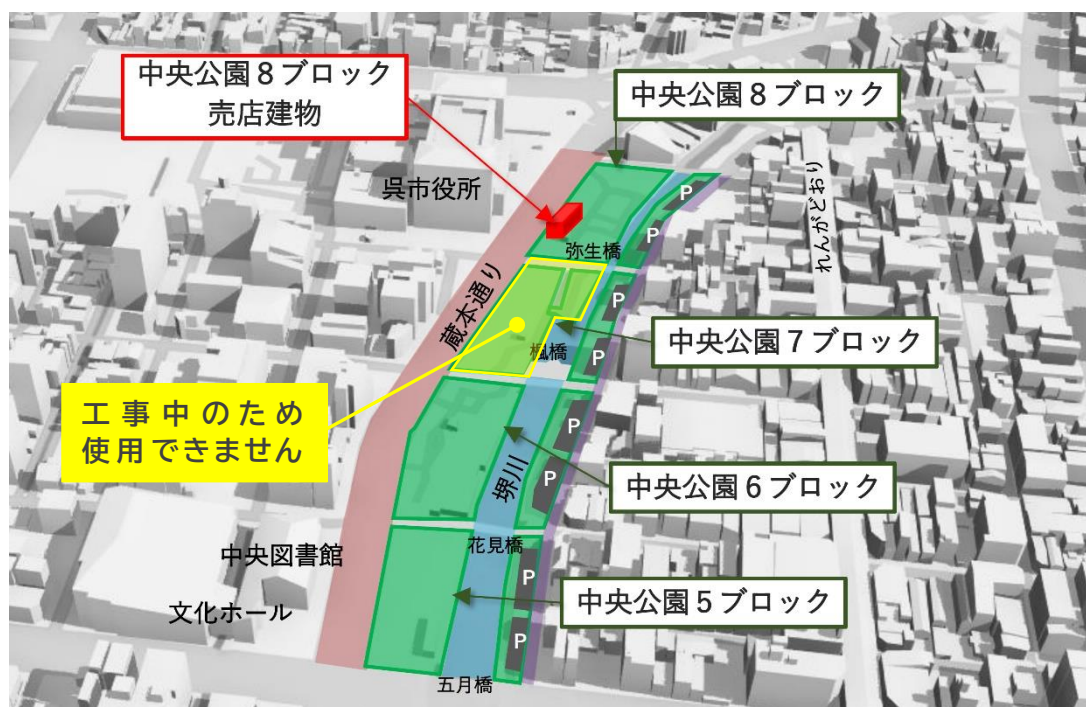
- ・公園の使用に関する許可申請の支援・円滑化
- ・活動に必要な物品の貸出し
- ・倶楽部メンバー間の交流支援や情報共有
- ・活動の広報（ホームページやSNS等での発信）



※倶楽部スポンサーは，物品の貸出しに協力をいただく制度です。詳細は，「「OURS 倶楽部」倶楽部スポンサー募集要項」をご確認ください。

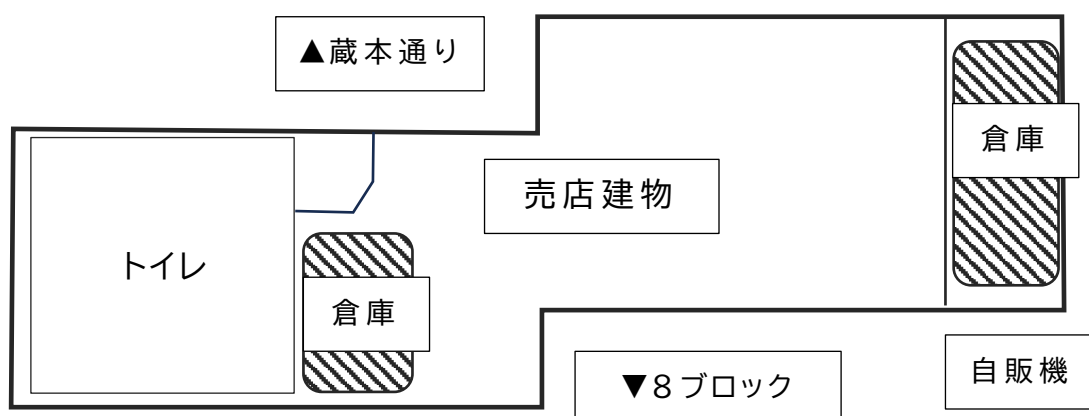
(3) 倶楽部メンバーの活動エリア

中央公園 5 ブロック（中央図書館前）から 8 ブロック（呉市役所本庁舎前）までのエリア（中央公園 8 ブロック内の売店建物を利用することも可能です。駐車場のエリアは原則として利用できません。）



※ 7 ブロックの一部のエリアは工事中のため使用できません。

中央公園 8 ブロック 売店建物



(4) 活動期間

ア 令和10年3月31日（金）まで（正月期間（12月28日から1月3日まで）を除く）

※市主催のイベント等と利用日時が重複した場合や申し込み状況によっては、日時や場所の変更をお願いする場合があります。

※期間内であっても活動を中止する場合があります。

イ 活動時間は、原則として9時から18時とします。

ウ 緊急を要する公共工事の実施等のやむを得ない事情により、呉市が活動の中止を要請することがあります。

(5) 募集期間

募集の開始から令和9年12月20日（金）まで

※期間内であっても募集を中止する場合があります。

(6) 応募要件

倶楽部メンバーの応募者（以下「応募者」といいます。）は、次のアからウのすべてに該当する者としします。なお、応募資格の審査に当たり、応募者の情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。

ア OURS倶楽部の活動目的に賛同するとともに、活動に当たっての関係法令や公共性・公益性を理解し、まちなか公共空間の新たな使い方を検証できる取組を行う者であること。その際、提案する取組を実施するために必要な許認可や免許等を有していること

イ 次のいずれかの者（未成年の場合は、保護者等の同意が必要です。）

(ア) 呉市に在住、在勤・在学している高校生以上の者

(イ) 呉市のまちづくり活動等に参加実績のある者

(ウ) 広島県内の教育機関に在籍する教員等及び学生（高校生以上）

(エ) 呉市に事業所が所在する企業・団体及びその従業員等

(オ) 応募者の創業支援等につながり呉市の活性化に寄与すると認められる者

(カ) 上記の者で構成される団体

ウ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(ウ) 呉市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

(エ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第2項第1号又は第2号に掲げる者

(7) 提案の要件

活動の提案内容は、次のすべての要件を遵守するものとします。

- ア 呉まちなか公共空間基本デザインに沿った取組で、人の出会いや交流・滞在を促す内容であること。
- イ 市の財政負担を前提としないこと。（呉市からの財政負担はありません。）
- ウ 次の提案は対象外とします。
 - (ア) 都市公園法（昭和 31 年法律第 71 号）及び呉市都市公園条例（昭和 44 年条例第 33 号）並びにその他法令において禁止されている行為
 - (イ) 政治的又は宗教的活動
 - (ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販，サービス提供活動等
 - (エ) 騒音・異臭などの発生により公園及び周辺環境を著しく損なうことが予想される行為
 - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等による活動
 - (カ) 公序良俗に反する，又は反社会的な活動
 - (キ) 営利のみを目的とした活動
 - (ク) その他，市が本事業内容との関連性が低いと判断する活動

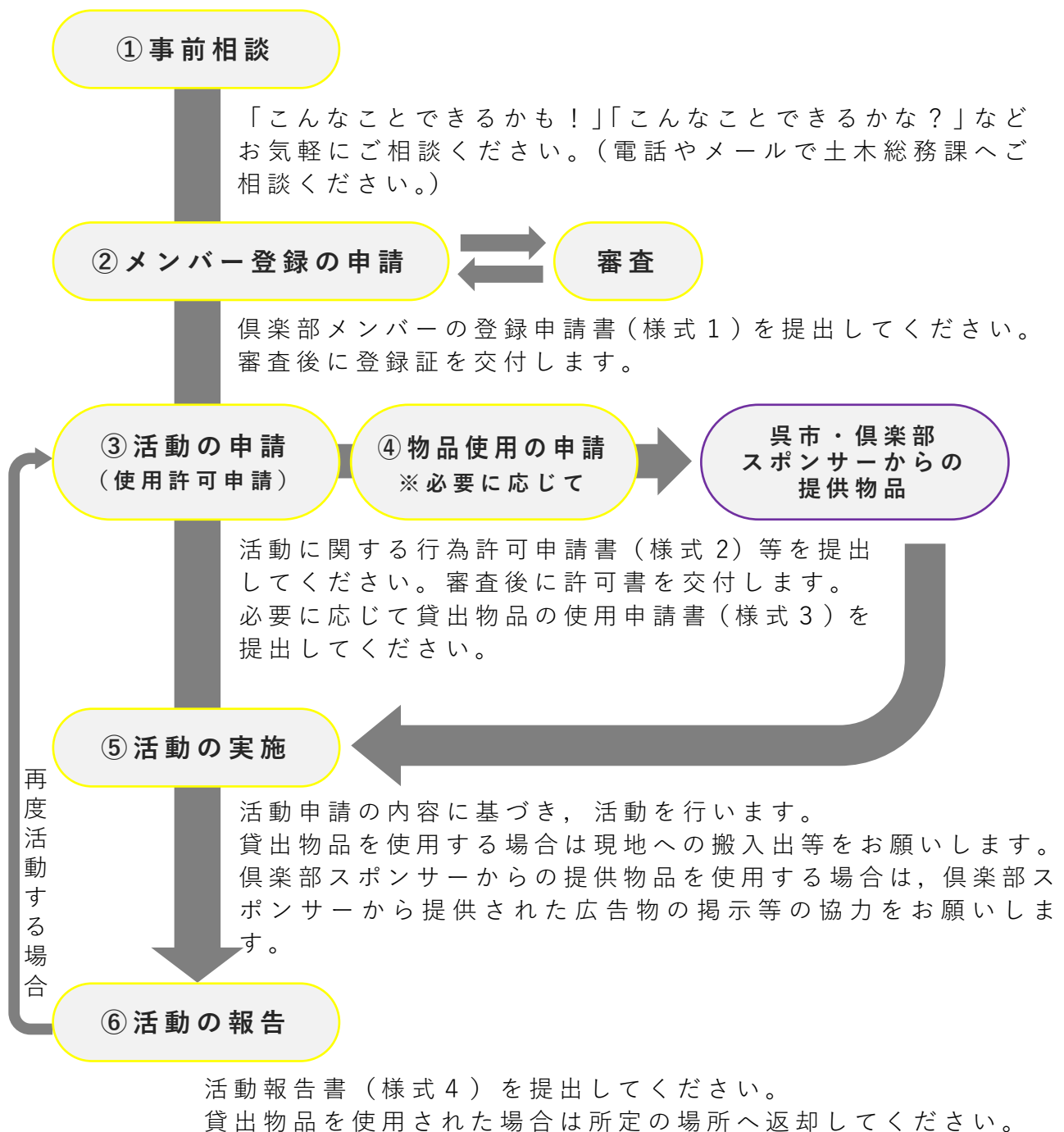
(8) 貸出しが可能な物品

- ア 倶楽部メンバーは、呉市が所有する物品（別表 1）及び倶楽部スポンサーからの貸出物品（別表 2）を使用することができます。（事前に使用の申請が必要です。）
- イ 貸出物品は中央公園 8 ブロック売店建物へ保管しています。使用者自らが搬出し、清掃等を行い返却してください。
- ウ 貸出中の物品の管理は、使用者が全責任を負うこととします。貸出物品を破損・紛失した場合は、使用者に弁償していただきます。また、物品の使用によって生じた事故等に関しては、呉市は一切の責任を負わないものとします。
- エ 倶楽部スポンサーから提供された物品を使用する場合は、倶楽部スポンサーから提供された広告等を活動時に掲示してください。

(7) その他

応募に当たっては、事前に応募者の責任において、関係法令等を確認し、活動においてはこれらを遵守してください。また、活動時における法令不適合のリスクは応募者に帰属することとします。

3 応募から利用後までの流れ



※詳細は次ページ以降

(1) 登録・活動の申請

応募者は次の書類を、土木総務課へ2部提出してください。活動の申請は、活動を希望する日の20日前までに提出をお願いします。なお、事前相談で調整が十分に図られているものを除き、郵送・メール等による提出は受け付けません。

(2) 倶楽部メンバーの登録

ア 倶楽部メンバー登録申請書（様式1）

(3) 活動の申請

ア 公園行為許可申請書（様式2）

イ 活動に関する企画書（※任意様式）

ウ 呉市の共催や後援を証明する資料

エ 貸出物品の使用申請書（様式3）

※ウ・エは必要に応じて提出してください。

(4) 活動終了後

O U R S 倶楽部活動報告書（様式4）を活動日から20日以内に提出してください。（郵送・メール等による提出が可能です。）

(5) 2回目以降の活動申請時

1回目の利用形態から大きな変更がない場合、メールや郵送による申請が可能です。※必要な手続きについて事前にご相談ください。

4 登録・許可、活動の取り消し等

応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、倶楽部メンバー登録から除外し、公園の使用許可を取り消し、活動を中止していただくことがあります。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 応募の条件を満たしていないことが判明した場合

(3) O U R S 倶楽部の目的から逸脱するなど、公園で活動する内容として、市が不適切と判断する行為があった場合

5 その他留意事項等

(1) 登録情報の取り扱い

応募者の活動に関する情報など様式1の登録申請書で承諾された範囲内の登録情報を次の範囲内で使用します。それ以外の目的では無断で使用しません。なお、O U R S 倶楽部の事務局が呉市以外の者に変更となる場合には、登録情報のすべてを新たな事務局に継承することとします。

- ア 呉市ホームページ・SNS 等による広報
- イ 倶楽部メンバー間の情報の共有
- ウ まちなか公共空間の再構築に向けた取組
- エ 呉市が実施するまちづくり事業

(2) 活動の実施

- ア 活動提案書や事前協議により取り決めた事項を遵守し，活動に必要な許可を得た上で，活動を実施してください。
- イ 告知を含め，活動の準備から撤去まで，応募者の責任のもと，適切に実施してください。応募者の作成したチラシ等を8ブロック売店建物に掲示していただいて構いません。また，SNSにより，告知する場合は，「@ourslabo」のメンションと「# OURS 倶楽部」のハッシュタグの添付してください。

(3) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。また，活動に当たって，必要となる経費等の取扱いは次のとおりとします。

ア 公園使用料

- (ア) 原則として呉市都市公園条例第16条に基づき，使用料を負担していただきます。ただし(イ)のとおり活動の内容によって，減免措置を行います。

- (イ) 次のいずれかの場合は，使用料の全部を免除します。それ以外の場合は，(ウ)のとおりです。

- ・活動の内容が入場料の徴収や物販・有料サービスの提供を伴わない収益性のない活動
- ・呉市の共催や後援等を受けた活動
- ・教育上の目的で行う活動
- ・公の団体による活動

- (ウ) 使用料は次のとおりとします。なお，これに該当しない活動と呉市が判断する場合には，使用料について個別に協議をします。

活動の区分	使用料
露店営業や物販等その他これに類するもの（マルシェイベントなど）	29円／㎡・日
有料でサービスを提供する催し等（ヨガ教室や入場料を徴収する展示会など）	入場料を徴収しない活動 11円／㎡・日 入場料を徴収する活動 29円／㎡・日

- (エ) 呉市の共催や後援等を受けた活動の場合は，それを証明する書類を提出してください。

- (オ) 大雨警報が発令されるなど荒天等や緊急を要する公共工事の実

施等のやむを得ない事情により、呉市が活動の中止を要請した場合は、納付された使用料を還付しますが、自己都合により、活動を中止された場合は、使用料は還付いたしません。

イ 売店建物を使用する場合、電気（コンセント 15A/125V）の使用が可能です。使用する電気代は免除します。※内容によっては料金を負担頂く場合があります。

ウ 売店建物には空調設備がないため、必要に応じて利用者において代替品を準備してください。

(4) 責任及びリスク分担の考え方

ア 実施する活動については、応募者が責任を持って実施してください。呉市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任及び負担において、その損害を賠償しなければなりません。（活動に伴い発生するリスクについては、原則、応募者が負うものとします。）

イ 騒音・異臭防止やごみの処理・清掃等の衛生管理など、公園及び周辺地域の生活環境等の妨げにならないよう十分配慮してください。また、公園利用者や道路の通行者の妨げとならないよう、十分配慮してください。これらに関する苦情については、応募者が責任を持って対応してください。

ウ 活動に対する呉市から改善の指導があった場合は、速やかに対応をしてください。改善が見られない場合、活動に関する許可等を取り消す場合があります。

(5) 提出書類の取扱い・特許権等

ア 著作権の取扱い

提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止について

応募者の提出書類は本事業以外の目的では無断で使用しません。

ウ 特許権等による責任負担について

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標登録等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理手法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとします。

7 申込先・連絡先

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

呉市役所 土木総務課 公園企画グループ

TEL：(0823) 25-3668

メール：doboso@city.kure.lg.jp

別表1 呉市が所有する物品

1 人工芝	1m×10m 12 ロール 
2 テーブル	1.5m×0.8m× h 0.7m 2 セット 
3 アウトドアワゴン	3 セット 
4 3×3 テント（注水式お もり有）	2 セット 
5 組立式屋台（導入予定）	今後導入予定（導入後に更新します。）

※随時更新・変更します。

別表2 倶楽部スポンサーからの貸出物品

※随時更新・変更します。

倶楽部メンバー登録申請書

令和 年 月 日

(ふりがな) 団体・会社名／氏名※取扱	
所在地／住所	
(ふりがな) 代表者名	
(ふりがな) 担当者名	
電話番号	
メールアドレス※取扱	
Instagram アカウント ※取扱	
団体等の事業概要 (沿革や所属人数等) ※取扱	
これまでの取組実績 ※取扱	
活動の内容や今後の展望 ※取扱	

※下記の内容をご確認の上、□に✓を付けてください

- ☐ 私は、倶楽部メンバー募集要項の記載内容を理解し、応募資格を満たしており、上記申請内容に虚偽がないことを誓約します。
- ☐ 私は、呉市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任及び負担において、その損害を賠償することを承諾します。
- ☐ 私は、上記申請内容のうち「※取扱」の登録情報について、呉市がまちなか公共空間に関する広報や資料掲載を行うために使用すること、また、倶楽部メンバー間や市役所関係部署において情報を共有することについて承諾します。
- ☐ 私は、O U R S 倶楽部の事務局が呉市以外の者に変更となった場合に、登録情報のすべてを新たな事務局運営者に継承することを承諾します。

呉市受付印

公園行為許可申請書

様式2

年 月 日

呉市長様
(土木総務課扱い)

申請者 住所
氏名
連絡先(TEL)
担当者 住所
氏名
連絡先(TEL)

呉市都市公園条例第4条第1項の規定により、公園行為の許可申請書を提出します。

1 行為場所 (公園名)	
2 行為面積	平方メートル
3 行為期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
4 行為の内容	
5 行為目的	OURS倶楽部メンバーとしての活動を実施するため
6 工作物その他の物件又は施設の管理方法	申請者において適正に管理する。
7 公園の復旧方法	原形復旧
8 飲食物を提供する場合における誓約	本行為許可申請に係る飲食物の提供において、すべての出店者が以下のいずれかの事項に該当することを誓約します。 ☐ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可(露店又は自動車による営業)を取得しています。 ☐ 上記の営業許可は受けていませんが、保健所に対して、出店に伴う営業届を提出済みです。 ☐ 上記の営業許可は受けていませんが、保健所に対して、出店に伴う食品催し物届を提出済みです。
9 その他の特記事項	

貸出物品の使用申請書

令和 年 月 日

登録団体名等

使用責任者

使用する貸出物品

貸出物品	使用数
☐ 人工芝	
☐ テーブル	
☐ アウトドアワゴン	
☐ 組立式屋台	
☐ その他※貸出物品名を記入	

使用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

下記の内容を確認し、チェックをお願いします。

- ☐貸出物品は中央公園 8 ブロック売店建物へ保管しています。使用者自らが搬出し、清掃等を行い返却してください。（原則毎日返却してください。）
- ☐貸出中の物品の管理は、使用者が全責任を負うこととします。貸出物品を破損・紛失した場合は、使用者に弁償していただきます。また、物品の使用によって生じた事故等に関しては、呉市は一切の責任を負わないものとします。
- ☐倶楽部スポンサーから提供された物品を使用する場合は、倶楽部スポンサーから提供された広告等を活動時に掲示してください。

倶楽部メンバー活動報告書

令和 年 月 日

登録団体名等 _____

1 活動の内容について

(1) 活動内容
(写真の添付, または提供をお願いします。)

(2) 活動日時
令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

(3) 参加人数

(4) 売上げ等 (収益のある場合)

(5) 気づき等

2 今後の運用に当たり次の内容について回答をお願いします。

(1) OURS 倶楽部の制度についてどう思われますか。

- ① 良い
- ② 良くない

(2) OURS 倶楽部の制度について今後どうすべきだと思いますか。

- ① 継続すべき
- ② 制度を廃止すべき

(3) 公園で活動を展開するメリットについて当てはまるもの 2 つに○をしてください。

- ① 開放的な屋外空間を使用できる
- ② 練習などの成果を発表できる
- ③ 取組を多くの人に知ってもらうきっかけになる
- ④ 起業等に向けた実践の場となる
- ⑤ 多くの人と出会い、つながる場となる
- ⑥ その他（ ）

(4) OURS 倶楽部の改善事項を教えてください。(改善点があれば記載してください。)

- ・使用する際の手続きについて
改善点（ ）
- ・活動時間について（現在 9：00～18：00）
改善点（ ）
- ・使用料金について
改善点（ ）
- ・貸出物品について
必要な貸出物品（ ）
- ・その他（ ）

(5) 活動するに当たっての課題があれば教えてください。

(6) その他、まちなか公共空間の管理・運営、整備に関するご意見がありましたら記入をお願いします。